



2022年4月28日

各位

会社名 株式会社 N o . 1  
代表者名 代表取締役社長 辰巳 崇之  
(コード番号: 3562 東証スタンダード)  
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号  
問合せ先 取締役グループコーポレート本部長 久松 千尋  
電話番号 03 - 6735 - 9979

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、4月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月27日開催予定の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 取締役の定員の増加

今後の事業領域の拡大に向けたコーポレート・ガバナンス体制の強化や取締役会に求められる多様性の確保を見据えて、現行定款19条(員数)に定める取締役の員数の上限を3名増員し、7名から10名に変更するものです。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度への対応

電子提供制度に関する会社法改正が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の変更を行うものです。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものです。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものです。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月27日(金曜日)

定款変更の効力発生日 2022年5月27日(金曜日)

以 上